



市 章

大津市公報

平 成 26 年 6 月 23 日
号 外 (第 43 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例

51	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1
52	大津市市税条例等の一部を改正する条例.....	1
53	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	4
54	大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を改正する条例.....	4
55	大津市伝統芸能会館条例の一部を改正する条例.....	5
56	大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例.....	5
57	大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例.....	6
58	大津市火災予防条例の一部を改正する条例.....	6
59	大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	7

条 例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。
平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第51号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市職員不祥事防止対策検討委員会の項及び大津市いじめの防止に関する行動計画策定アドバ
イザー会議の項を削り、同表教育委員会の部大津市通学区審議会の項の次に次のように加える。

大津市教科用図書選定 審議会	市立小学校及び中学校で使用 する教科用図書の選定のため に必要な事項を調査審議する こと。	6人以内	学識経験を有する者、教育関係団 体から選出された者及び教育委員 会が指名する市職員
-------------------	--	------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。
平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第52号

大津市市税条例等の一部を改正する条例

（大津市市税条例の一部改正）

第 1 条 大津市市税条例（昭和34年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第28条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の 4 に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第38条第 5 項中「第23条第 1 項第16号」を「第23条第 1 項第17号」に改める。

第39条の 4 第 2 項中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第39条の 5 第 1 項中「147分の11」を「121分の11」に改める。

第53条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第55条の2第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第60条及び第62条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第88条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第5条の3の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「第40条第6項から第10項まで」を「第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第7条の3の3を削る。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第18条の2第1項中「第38条及び」を「第38条第1項及び第2項並びに」に改める。

附則第18条の2の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第18条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第23条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

(大津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項の改正規定を削る。

附則第1条第1号中「次条第1項」を「附則第18条の6の改正規定(同条第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。)及び次条第1項」に改め、同条第2号中「附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4」を「附則第7条の4」に改め、「附則第18条の6の改正規定」の次に「(同条第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第3項中「附則第6条、第6条の2、第7条の4」を「附則第7条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中大津市市税条例第39条の4第2項及び第39条の5第1項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成26年10月1日

第 1 条中大津市市税条例附則第 5 条の 3 の 2 及び第 6 条の改正規定、附則第 6 条の 2 及び第 7 条の 3 の 3 を削る改正規定並びに附則第 18 条の 2 の 3 第 2 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

第 1 条中大津市市税条例第 88 条の改正規定並びに附則第 3 条及び第 5 条(第 1 条の規定による改正後の大津市市税条例(以下「新条例」という。)附則第 16 条に係る部分を除く。)の規定 平成 27 年 4 月 1 日

第 1 条中大津市市税条例附則第 23 条の 2 の改正規定 平成 28 年 1 月 1 日

第 1 条中大津市市税条例第 28 条、第 53 条、第 55 条の 2 第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 5 項、附則第 4 条及び第 5 条(新条例附則第 16 条に係る部分に限る。)の規定 平成 28 年 4 月 1 日

第 1 条中大津市市税条例第 38 条第 5 項並びに附則第 18 条の 2 第 1 項及び第 18 条の 2 の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 3 項及び第 4 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

第 1 条中大津市市税条例第 60 条及び第 62 条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 新条例附則第 5 条の 3 の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 18 条の 2 の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第 38 条第 5 項及び附則第 18 条の 2 第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 18 条の 2 の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第 39 条の 4 第 2 項及び第 39 条の 5 第 1 項の規定は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 88 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 4 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日以前に初めて道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 5 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 88 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 88 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例附則第 16 条の表以外の部分	第 88 条	大津市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 52 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 88 条
新条例附則第 16 条の表	第 88 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 88 条第 2 号ア

	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第53号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第15項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第54号

大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を改正する条例

第1条 大津市スカイプラザ浜大津条例(平成10年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条、第6条関係)

室 名	利用料金の上限額	
	市 民	市民以外の者
スタジオ1	30分につき 1,270円	30分につき 1,910円
スタジオ2	30分につき 740円	30分につき 1,110円
練習室1	30分につき 250円	30分につき 380円
練習室2	30分につき 140円	30分につき 210円
練習室3	30分につき 70円	30分につき 110円
練習室4	30分につき 190円	30分につき 290円

備考 使用者がスタジオ1又はスタジオ2を練習等のために使用する場合の利用料金の上限額は、この表により算出した額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第2条 大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,270円」を「1,310円」に、「1,910円」を「1,970円」に、「740円」を「770円」に、「1,110円」を「1,160円」に、「250円」を「270円」に、「380円」を「400円」に、「140円」を「150円」に、「210円」を「230円」に、「70円」を「80円」に、「110円」を「120円」に、「190円」を「200円」に、「290円」を「310円」に改める。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市伝統芸能会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第55号

大津市伝統芸能会館条例の一部を改正する条例

大津市伝統芸能会館条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市 民			市民以外の者		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
能楽ホール	6,290円	6,290円	6,290円	9,440円	9,440円	9,440円
会議室	520円	520円	520円	790円	790円	790円
和室	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室	320円	320円	320円	480円	480円	480円
和室	520円	520円	520円	790円	790円	790円
和室	520円	520円	520円	790円	790円	790円

別表第3項を削り、同表第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「第1項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同表第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 前各項の規定による利用料金の上限額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第56号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例(平成9年条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「及び大津駅南口公共駐車場」を「大津駅南口公共駐車場及び膳所駅前公共駐車場」に改め、同項中「平成25年11月1日から同年12月31日まで」を「平成26年8月1日から同年11月30日まで」に、「」とする」を「」と、同表膳所駅前公共駐車場の項中「150円」とあるのは「150円(1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が900円を超える場合における当該超える日については、900円を上限とする。)」とする」に改める。

附則第3項中「平成25年11月1日前」を「平成26年8月1日前」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第57号

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「116の3」を「116の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第58号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第36条 - 第43条）」を「第5章 避難管理（第36条 - 第43条）」
第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第43条の2・
第43条の3）」に改める。

第19条第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第20条第2項中「第9号」を「第10号」に改める。

第21条第2項中「第10号」を「第11号」に改める。

第22条第2項及び第23条中「及び第9号」を「、第9号及び第10号」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第43条の2 消防局長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防局長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防局長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第43条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を当該防火担当者に作成させた上、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第46条において

「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

- 2 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第 1 項の指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日までに）、前項の規定による計画を所轄消防署長に提出しなければならない。

第46条に次の 1 号を加える。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第49条に次の 1 号を加える。

第43条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 7 月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第43条の 2 及び第43条の 3 の規定は、適用しない。

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 6 月23日

大津市長 越 直 美

大津市条例第59号

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規

定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。